

栄町会館ご利用案内

1. 使用時間・使用料

	午前 9:00~12:30	午後 1:00~5:00	午後 6:00~9:30
1階	3,000円	3,000円	3,000円
2階	3,000円	3,000円	3,000円

- (1) 準備・後片付けの時間も使用時間に含まれます。
- (2) 利用者全員が栄町町会会員の場合は、事前の申し出により使用料の半額が免除されます。

2. 使用申込み

会館の使用を希望される方は、栄町会館使用申込書に所定事項を記入の上、管理人に提出して承認を受けてください。

3. 使用料の支払い

- (1) 使用料は使用日の2日前までに指定口座に振り込んでください。
- (2) 使用しなくなった場合は、2日前までに管理人に連絡してください。2日前までに連絡が無い場合は、使用料は返還いたしません。
- (3) 使用承認後（使用料振込み後）でも、町会行事や予測できないことで、運営委員会が止むを得ないと判断したときは、承認を取り消すことがあります。
この場合は、速やかに使用申込みの責任者に連絡すると共に、振込み済の使用料を返還いたします。当該返還をもって町会の責任は免責といたします。

4. 使用の取消し

会館使用の承認を得た方が、次の各号に該当すると認められたときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させていただくことがあります。

- (1) 使用申込書に虚偽の記載があったとき。
- (2) 使用目的を変更して使用したとき。
- (3) 第6項の遵守事項に違反したとき。

5. 損害賠償

故意又は過失により、会館施設又は備品を汚損・損傷・滅失させた場合は直ちにその状況を管理人に届けてください。原状回復に必要な費用は弁償していただきます。

6. 遵守事項

- (1) 騒音などにより、近隣に迷惑をかけない。
- (2) 車で来られた場合、路上駐車は禁止（会館に駐車場はありません）。
- (3) 公序良俗に反する行為をしない。
- (4) 火器用具（卓上コンロなど）の持込み、及び使用は禁止。
- (5) 持込み用具などを会館に残置しない。
- (6) 火災には特に注意し、電機、エアコン、換気扇及び湯沸し器の取扱いに注意し、使用終了時にはスイッチオフなどを確実に点検する。
- (7) 備品及び建物を破損・汚損しないよう注意し、使用後の後始末を確実にを行う。
- (8) 食器類、ゴミの整理を実施し、全てのゴミは持ち帰る。
- (9) 共用のタオルなどは衛生上備え付けないので、使用者が用意する。
- (10) 会館内は禁煙。喫煙は所定の場所で行う。なお火災には十分注意する。
- (11) 会館の鍵は使用当日、管理人から借り受け、使用後は速やかに管理人に返却する。なお退館にあたっては会館の出入り口、窓などの施錠を確実に実施・点検し、盗難に十分注意する。

お申込み お問合せは 相澤畳店（3992-7635）まで